

毎週火、金曜日発行(但休日になるときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

◇告示 目次
家畜傳染病の發生
氣腫疽予防注射の実施

告示

鳥取県告示第二百十四号

次のように家畜傳染病が發生した。

昭和二十九年四月二十六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

家畜傳染病の種別	家畜の疑似患者及び衛生頭數	發生の場所又は区域	發生年月日
----------	---------------	-----------	-------

氣腫疽 牛 患 畜 一頭
鳥取県西伯郡 大山村
昭和二十九年 四月二十七日

鳥取県告示第二百五十五号

次のように氣腫疽予防注射を実施するので、家畜傳染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六條の規定により牛の所有者に対して予防注射をうけることを命ずる。

昭和二十九年四月二十六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

- 一 実施の目的 氣腫疽予防のため
- 二 実施する区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範圍
牛但し生後三箇月以内、分娩前一箇月、分娩後十日以内のものを除く
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 注射及びその方法
氣腫疽予防液皮下注射

別表

実施期日	実施区域	実施場所
四月三十日	西伯郡大山村	同上

